



先進医療医師会 自由診療研究会制度について

綿引 一
Hajime Watahiki, M.D.

品川美容外科クリニック
Shinagawa Cosmetic Surgery

1985年 鹿児島大学医学部卒業

1988年 品川美容外科開設

現在、医療法人社団翔友会理事長として、品川美容外科20院、品川スキンクリニック29院、品川デンタルケアクリニック2院、品川近視クリニック5院、新宿メンタルクリニック3院を運営している。

■抄録

先進医療医師会会員相互の協働・発展に寄与する目的で設立された会員クリニック間での得意分野への患者紹介制度による増患、業界活性化の取り組みを紹介します。

【1】先進医療医師会自由診療研究会のあらまし

日本先進医療医師会は、自由診療研究会を発足させました。自由診療分野における医療についての最新の治療法や機器、医薬品などに関するセミナーや見学会などを通して、自由診療を提供する医師、医療機関が集い、相互理解とレベルアップを図り、先進医療とりわけ自由診療分野の臨床医学および会員クリニックの業績アップを目指します。また、「自由診療」が得意とする、先進医療、再生医療等の発展を通して、広く国民がQOL向上を享受できるとともにさらなる健康増進も図ります。「自由診療医療を会員相互に情報を共有し、研鑽を積み、もって国民に、身近に、分かりやすく紹介、啓蒙することで、理解を広め、安心安全な先進的医療を提供する」ことが、この研究会の趣意です。

【2】会員は、自由診療を行っている先進医療医師会会員医師および自由診療をこれから開始する医師あるいは歯科医師

【3】主な活動

【4】自由診療に関する会員相互のネットワークの構築

【5】会員相互間の患者紹介制度

【6】勉強会、治療紹介、知識の共有

【7】共同分担による事業経営、新規診療方法の研究、開発

【8】自由診療の啓蒙普及発展

【9】制度の概要と特長

会員医師が、自らの患者さんが希望する医療を自院で行うのではなく、より専門的に提供している会員医師・クリニックに紹介して、紹介料を受け取る制度で、医師法でも患者紹介料が認められるものです。

申し上げるまでもなく、医師法17条で、医師以外の者が医業をなしてはならないと規定されています。つまり、医療行為から報酬を得て良いのは医師しか認められないということです。

医師・病院が患者を紹介してくれた代価として、患者が支払った診療報酬の中から、10%なりいくらであっても紹介料として非医師に支払うことは違法行為とされています。これに抵触してしまい、医師法違反に問われた事例が多々あります。介護施設への患者紹介料も違法です。しかし、医師であれば医師から患者紹介料を受け取っても問題ないし、当然法には触れません。

自由診療分野では、それぞれの医師・医療機関が得意としている専門治療があります。それらの情報をあらかじめ当研究会に登録します。いつでも会員は当研究会ホームページで検索でき、自院で機器や医材を購入して提供するより、何より患者さんにとって有益と判断した時に、このシステムを使って、得意とする医師・クリニックに紹介し、患者さんが専門的治療を受けることができます。これによって、すべての関係者がウインウインの関係に発展することになります。今までネットワークがなかったためにできなかった新しい優れた制度と自負しています。

医師間での患者紹介料を一律10%に設定することで、受ける側も送る側も、明確にできるので、トラブルにならず、相互発展に寄与できます。

紹介方法などは、保険診療のそれと同じで、診療実績を紹介元医師に報告することで個々間の信頼関係が構築されます。

こうした活動を通して、会員同士が相互に高め合い、先進医療とりわけ自由診療医療がより高いレベルに発展することができることから、国民の福祉の向上に寄与すると期待できます。